

平成 28 年度 九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

知的財産法

※ 問題 1 と問題 2 の解答の順序は問わないものの、解答する際には問題番号を明示すること。

問題 1

次の文章をよく読み、問いに答えなさい。（合計 60 点）

Xは、仏壇内部を飾る彫刻の製作を行なっている。従来、仏壇彫刻は手彫り（木彫）で製作されていた。Xは、大量生産の可能なプラスチック製仏壇彫刻が普及すると予想し、木彫りと変わらない状態に仕上げることのできるプラスチック製仏壇彫刻の製作の研究に取りかかり、仏壇の内部を飾る彫刻（以下、「本件彫刻」という）を完成させた（その原型は木彫である）。

その後、Xは、本件彫刻のプラスチック製品を次の方法によって製作し、市販するようになった。その方法とは、本件彫刻について、上記の原型からシリコンゴム（プラスチックの一種）で型枠をとり、その中にポリエステル樹脂を注入して製作するというものである。この方法によって、本件彫刻の大量生産が可能となった。

Yは、Xから本件彫刻を購入した後、本件彫刻の一部紋様の配置や大きさを変えたうえ、シリコンゴムで型枠をとり、その型枠にプラスチックを注入して仏壇彫刻を製作した。上記の彫刻は、Yが製作する仏壇の装飾に用いられている。Yの製作した仏壇は、仏具店などで販売されている。

- (1) XはYに対して、著作権法に基づいて、どのような請求をなしうるか。
(20 点)
- (2) Xからの請求に対し、Yはいかなる反論をなしうるか。(20 点)
- (3) 本件の最終的な結論はいかにあるべきか。(20 点)

問題 2

特許権侵害に対する損害賠償において、損害額の推定規定（特許法 102 条）が設けられている理由を説明しなさい。(40 点)